

各務原特別支援学校跡地等  
利用計画

令和5年11月  
各務原市  
各務原市教育委員会

## 目 次

---

1. 計画の概要と目的	1 ページ
2. 施設概要	1 ページ
3. 法規制について	2 ページ
4. 利用計画の検討にあたって	3 ページ
5. 利用計画	4 ページ
6. 跡地利用の意義	8 ページ
7. 教育機関に求めること	8 ページ
8. 施設整備における留意事項	9 ページ
9. 施設の運用における留意事項	10 ページ
各務原特別支援学校跡地等利用検討委員会 委員名簿	10 ページ

## 1. 計画の概要と目的

令和7年4月に新しい特別支援学校が開校することに伴い、現在の各務原特別支援学校は特別支援学校としての役割を終えることとなります。この特別支援学校の跡地等の利用計画については、市民が特に重要と考える分野として教育分野が挙げられていること、引き続き学校施設として利用することで建物の改修費用を抑制できること、都市計画法の用途制限等の条件、特別支援学校として長年にわたり特別支援教育の場であったことなどを踏まえ、教育分野と障がい児者福祉分野を前提に検討を行いました。

## 2. 施設概要

所在地 各務原市那加雲雀町1番地

用途地域 第一種中高層住居専用地域

敷地面積 9,026.87 m<sup>2</sup>

延床面積 2,925.45 m<sup>2</sup>

建築年 普通教室棟、作業棟 平成16年度 築21年

屋内運動場（体育館） 平成17年度 築20年

特別教室棟 平成26年度 築11年

※築年数については、令和8年4月（供用開始予定）時点

構造種別 1階平屋建て

普通教室棟、作業棟 木造

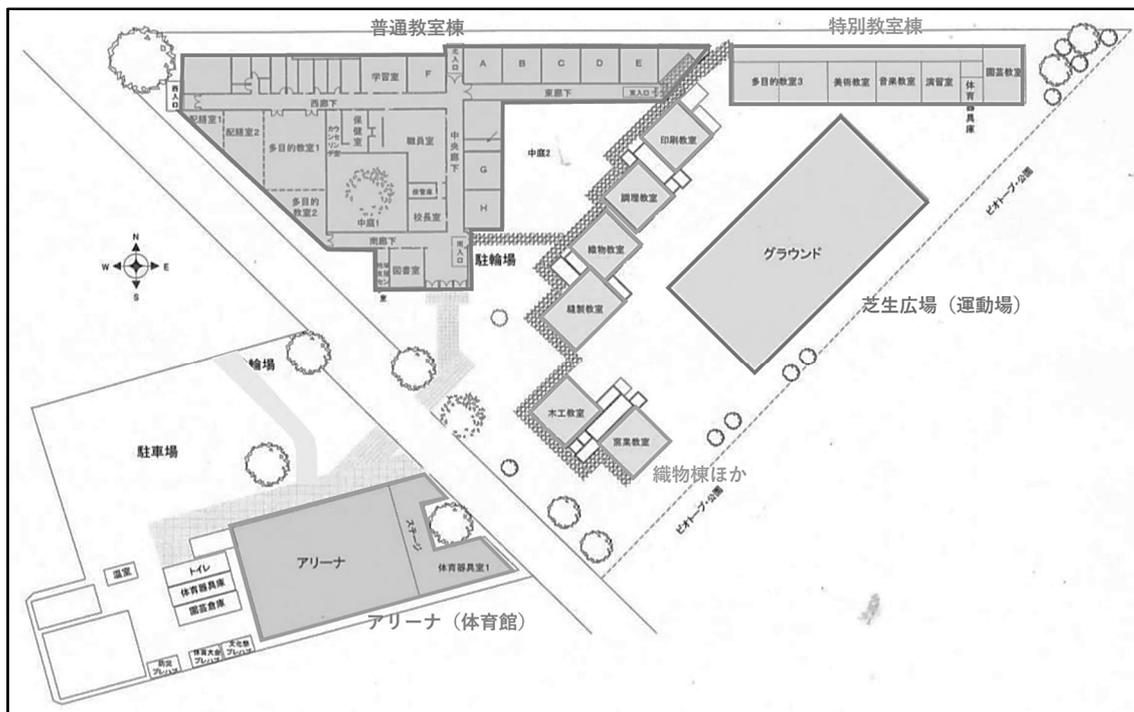
屋内運動場（体育館） 鉄筋コンクリート造

特別教室棟 鉄骨造

### 位置図



## 配置図



### 3. 法規制について

#### 都市計画法に基づく都市計画区域の規制（用途制限）について

都市計画区域には、積極的に整備・開発を行っていく市街化区域と、自然や農業環境を守り、市街化を抑制する市街化調整区域があります。各務原特別支援学校の用地は、市街化区域内の「第一種中高層住居専用地域」であり、中高層住宅のための良好な住環境を保護するための住居系の地域となっています。

跡地の利用については、法律で立地ができる用途の範囲内に限られます。

#### 建築基準法と消防法の規制について

建築基準法や消防法において、建物の防火設備等の建築設備や内装仕様等の規定は、用途によって定められております。現在の「学校」から用途を変更する場合には、建物の用途変更手続きと合わせて、必要な設備や内装仕様等を改めて整備する必要があります。

#### 4. 利用計画の検討にあたって

利用計画を検討するにあたり、各務原市総合計画、各務原市教育大綱、各務原市教育ビジョン、各務原市公共施設等総合管理計画等の諸計画について、跡地利用を検討するうえで踏まえるべき点などを整理しました。

特に、各務原市総合計画、各務原市教育大綱では、未来を担う子どもたちが、心豊かでたくましく、一人の自立した人間として育つよう、特色ある学校づくりを進めるとともに、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を果たしながら連携することにより、子どもたちの健全な育成に努めること、各務原市教育ビジョンでは、「市民が心豊かな生活を送ることができる」ことを目指して、市民自らが意欲的に学ぶことができる機会の充実を図ることとしています。また、各務原市公共施設等総合管理計画では、社会的なニーズにより新たな公共建築物の建設が必要な場合や、既存の公共建築物の大規模修繕や更新を行う場合には、総量抑制を前提に、提供すべき行政サービスの水準や施設機能、施設の利用状況、地域特性等を十分に検証した上で、同種の機能を持つ施設の集約化（統合）や異なる機能を持つ施設の複合化・多機能化、存在意義の薄れた施設の転用や廃止などについて柔軟な視点で検討することとしています。

各務原市教育委員会では、各務原特別支援学校跡地等利用検討委員会を設置し、これら諸計画の内容を踏まえ、利用計画の具体案を検討するため、まずは、市民意識調査や市民満足度調査で明らかとなった「市民が特に重要と考える分野」のうち、学校教育、青少年教育、芸術・文化、障がい児者福祉、子ども福祉の各分野について、課題の整理と利用計画（案）を次のように検討しました。

##### 検討委員会における検討内容の概要

日付	回数	主な検討内容
R5.2.17	第1回検討委員会	・跡地活用事業の概要について
R5.5.17	第2回検討委員会	・各分野の課題の整理について ・課題の整理と他自治体の事例を踏まえた活用案について
R5.7.20	第3回検討委員会	・施設見学及び意見交換 ・福祉型専攻科に関するアンケート調査及び教育機関に対するヒアリング調査の結果について ・配置案について
R5.9.27	第4回検討委員会	・教育機関に対する追加ヒアリング調査の結果について ・利用計画（素案）について
R5.11.6	第5回検討委員会	・意見募集の実施結果について ・答申について

## 5. 利用計画

学校教育、青少年教育、芸術・文化、障がい児者福祉、子ども福祉の各分野について課題整理を行った結果、教育支援センター「あすなろ教室」と、就労継続支援B型事業所「虹の家」、「友愛の家」において、施設上の課題を抱えていることが明らかとなりました。

これらの施設を、特別支援学校跡地等に移転することで課題の解決が図れることから、教育支援センター「あすなろ教室」と就労継続支援B型事業所「虹の家」、「友愛の家」を特別支援学校跡地等に移転する計画とします。

### 教育支援センター「あすなろ教室」の移転

教育支援センター「あすなろ教室」では、様々な理由により教室への入りづらさや学校への行きづらさを感じている児童生徒が、異年齢の小集団で、時間割に沿った活動をする中で、自己決定や仲間を認め合う場をもち、自分の良さや可能性に気づき、社会的に自立することを目指しています。

本市における不登校児童生徒数は、10年前に比べると中学生で2倍、小学生に至っては4倍以上と急激に増加しており、県や国も同様の傾向を示すなど、今後ますます不登校児童生徒数が増加することが予想されます。特に小学校での増加が著しく、不登校の低年齢化により、発達段階や個に応じた対応や支援が急務となっています。

現在、教育支援センター「あすなろ教室」は、主となる活動部屋が一つであり、その中で小学4年生から中学3年生と一緒に活動していますが、発達段階や個に応じた活動を行うためには、複数の部屋が必要です。跡地等に移転した場合、複数の部屋が確保できるため、課題解決につながります。



あすなろ教室では、現状は、主となる活動部屋が一室しかありません。



こちらの部屋は倉庫を兼ねており、活動するには狭い状況です。

#### 就労継続支援B型事業所「虹の家」、「友愛の家」の移転

就労継続支援B型事業所は、障がいによって雇用契約に基づく就労が困難である方に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う場所です。

就労継続支援B型事業所「虹の家」、「友愛の家」では、利用者数に対して施設が狭く、食事スペースやトイレの不足、個別に相談を行う相談室が無い等の課題が多い状況であり、利用者の環境改善が急務となっています。

跡地等に移転した場合、現状不足している食事スペースやトイレ、相談室等が確保できるほか、虹の家では現状大部屋で全員が作業をしていますが、内容ごとに部屋を分けて作業できることから、利用者の環境改善につながります。



友愛の家では、食事スペース(左)が狭く、作業場(右)を食事スペースと兼用している状況です。



虹の家では、部屋数が不足しているため、間仕切を使って、仮設の相談室(左)、更衣室(右)を設置しています。



虹の家では、複数の作業グループが大部屋で一緒に作業を行っていますが、利用者の特性上、部屋を少人数ごとに分けることが望ましいです。

### 教育機関との連携

課題整理の結果明らかとなった教育支援センター「あすなろ教室」と就労継続支援B型事業所「虹の家」、「友愛の家」に加えて、現特別支援学校を引き続き学校施設として利用するための方法について、他自治体の事例を調査しました。

文部科学省が公表している「廃校活用事例集」において、教育分野を見ると、大学や専門学校などの教育機関を誘致している事例があります。これらの事例では、廃校施設を、大学や専門学校などの教育機関が学生への教育のために使いながら、市民に対しても公開講座等の事業を実施し、様々な学びの機会を提供しており、市民にとっても非常にメリットがある利用方法となっています。

特別支援学校跡地等を引き続き学校施設として利用することを考えた場合、こういった事例は、本市にとっても有効な利用方法と考えられます。

現特別支援学校の跡地等を、上記の事例のように利用することについて、教育機関へのヒアリング調査を行いました。その結果を踏まえ、跡地等の施設の一部に、教育機関を誘致する計画とします。

### 体育館・グラウンドについて

体育館は現在、特別支援学校の授業・部活動での使用以外に、平日の夜間や休日には、市民団体が予約のうえ利用しています。この場所は、都市計画法の用途制限により、体育館は単独では立地できず、学校施設に付随する体育館である必要があることから、特別支援学校の移転後は、誘致した教育機関と教育支援センター「あすなる教室」の利用を基本とし、支障のない範囲で市民団体への貸出を継続することとします。

グラウンドは現在、特別支援学校の授業や行事で使用しています。特別支援学校の移転後は、誘致した教育機関と、教育支援センター「あすなる教室」、就労継続支援B型事業所の利用を基本とします。

また、体育館・グラウンドについては、上記の利用を基本としながら、特別支援学校卒業生や障がいのある方々が集まり、運動などの活動を楽しむ場所としても利用できるよう検討することとします。

### 配置図



## 6. 跡地利用の意義

特別支援学校の跡地等は、異なる目的を持った3つの機関が入る複合施設として利用する計画です。不登校児童生徒を支援する教育支援センター「あすなる教室」、障がい福祉サービスを提供する就労継続支援B型事業所、さらに教育機関が入居します。

これら異なる目的を持った機関が共存する施設であるため、市としては、この跡地等を多様な目的を持った場所として位置付け、それぞれの相乗効果によって、新たな価値を生み出す場所として発展させていくことが望まれます。

就労継続支援B型事業所が入居することから、施設全体が市民にとって、障がい児者や障がい児者福祉について理解を深める場所となり、加えて、障がいの有無に関わらず、多くの方々が交流できる場所として機能するような取り組みを検討していきます。

福祉(事業)型専攻科の議論の中で、就労継続支援B型事業所においても、個々の利用者の得意分野や興味関心に寄り添った活動が大切であるとの意見があり、そのため、跡地等に移転後は、新たな環境を活用し、事業内容の充実を図り、利用者の生活の質を向上させ、暮らしが豊かになるような取り組みを検討していきます。

また、現特別支援学校の立地は、公共交通のアクセスが良く、障がいのある方でも利用しやすい場所です。特に体育館や芝生のグラウンドなど、大人数で運動ができる施設があるため、特別支援学校卒業生や障がいのある方々が集まり、運動などの活動を楽しむ場所として活用できるよう検討していきます。

## 7. 教育機関に求めること

教育機関には、特別支援学校跡地等を引き続き学校施設として利用するため、授業や部活動などの教育を実施することに加えて、前述の跡地利用の意義の中の、①障がい児者や障がい児者福祉について理解を深める場所、②障がいの有無に関わらず多くの方々が交流できる場所、③特別支援学校卒業生や障がいのある方々が集まり運動などの活動を楽しむ場所、としての活用を実現するための事業展開を求めることとします。

また、健常者だけでなく、障がいのある方や、不登校の子どもたちが関心を持ち、障がいの有無にかかわらず受講しやすい内容の公開講座を実施するなど、学びの機会を提供することで、特別支援学校跡地等がインクルーシブな場所になるような取り組みを求めることとします。

## 8. 施設整備における留意事項

跡地等利用の計画を進めていくにあたって、施設整備の面で特に以下の点について留意することとします。

### 利用目的に応じた改修について

教育支援センター「あすなろ教室」、就労継続支援B型事業所「虹の家」、「友愛の家」については、現状の施設において課題を抱えていますが、それらの課題は、あらかじめ教育支援センター、就労継続支援B型事業所として準備された場所ではないことに起因しています。

今後、教育支援センター「あすなろ教室」、就労継続支援B型事業所「虹の家」、「友愛の家」を移転するにあたっては、現状の課題を十分確認し、その解決を図るための改修を行うことが重要です。

また、施設・設備の改修にあたっては、これまで特別支援学校という単一の目的で利用してきた施設が、異なる目的の3つの機関が入る複合施設となることを踏まえて、必要な機能を確保できるよう改修を行う必要があります。

### トイレの確保について

教育支援センター「あすなろ教室」、就労継続支援B型事業所「虹の家」、「友愛の家」、教育機関が入る複合施設になった場合、既存のトイレだけでは不足することが想定されます。各利用者がトイレの利用に困ることのないよう環境整備をする必要があります。

### 駐車場の確保について

教育支援センター「あすなろ教室」、就労継続支援B型事業所「虹の家」、「友愛の家」、教育機関が入る複合施設になった場合、必要となる駐車場の台数を十分検討し、必要に応じて既存の敷地内において駐車台数を追加で確保する必要があります。

### 体育館の空調設備について

体育館については、誘致した教育機関と、教育支援センター「あすなろ教室」の利用を基本としつつ、市民団体への貸出の他、特別支援学校卒業生や障がいのある方々の利用も想定されることから、利用者の安全安心のため、空調設備等を設置する必要があります。

## 9. 施設の運用における留意事項

跡地等利用の計画を進めていくにあたって、施設の運用面で特に以下の点について留意することとします。

### 「友愛の家」利用者の利便性の確保について

川島にある「友愛の家」が跡地に移転した場合、距離が近い等の理由で「友愛の家」を利用している利用者からすると、利便性が低下することになるため、そういった方々への対応について十分検討する必要があります。

### 既存施設・設備の有効活用について

3つの機関が利用するエリアについては、配置図に示したレイアウトが基本となりますが、特別教室棟の音楽室や各作業室など、既存の施設・設備をできる限り有効活用し、教育活動の最大化を図れるよう、柔軟な施設利用を検討する必要があります。

### 特別支援学校卒業生が集まりやすい環境整備について

特別支援学校卒業生にとって、特別支援学校が複合施設に変わった後は、知っている先生などもおらず、集まりにくくなる可能性があるため、引き続き卒業生等が集まりやすくなるような取り組みを検討する必要があります。

### 各機関が実施する事業について

教育支援センター「あすなる教室」、就労継続支援B型事業所「虹の家」、  
「友愛の家」、教育機関については、跡地の環境を活かし、それぞれの社会的なニーズや課題等も踏まえた事業内容を検討する必要があります。

### 各務原特別支援学校跡地等利用検討委員会 委員名簿

	氏名	所属等
委員長	益子 典文	岐阜大学教育学部教授
副委員長	犬飼 利嗣	岐阜工業高等専門学校教授
委員	下野 誠司	各務原特別支援学校校長
委員	木村 徹之	自治会連合会筆頭副会長※
委員	児島 由香	各務原特別支援学校 PTA 会長※
委員	林 桃子	市民公募

※委員就任時の役職